

学校保健計画に関する研究

喜多村 望^{*}・沢田 孝^{**}

Nozomu KITAMURA and Kōzi SAWADA
A Study on School Health Program

I. はじめに

児童生徒および職員の健康の保持増進を図り、心身ともに健康な国民を育成してゆくためには、健康面に関する具体的な実施計画を作成し、教育課程との関連で適切に実施してゆくことがきわめて重要である。その健康面のうち、健康管理を具体的に実施してゆくための基本となるのが保健計画であり、とりわけ学校においてはその対象が発育発達の上にある児童生徒であるため、きわめて綿密な実施計画を必要とし、それが円滑に実施されてゆかなければならない。本研究においては、学校保健計画立案の目的および法的根拠を明確にした上で、各学校で立案されている学校保健計画の分析を試み、今日立案されている学校保健計画がどのような内容によって構成されているか、またどのような特徴をもっているか、今後どのような改善が必要であるかなどについて検討を加えた。また学校保健計画の主要な構成内容のひとつである学校環境衛生管理に関する内容について具体的に検討を加えた。

II. 研究方法

対象は、昭和44年度から53年度までに立案された島根県をはじめ2府13県の小学校・中学校・高等学校の学校保健計画あわせて149例で、その内訳は表1に示すとおりである。

研究の方法としては、学校保健計画立案の目的および法的根拠を明確にした上で、対象とした149例の学校保健計画の内容の分析を試みた。すなわち、計画の名称の分類、計画の中で扱われている項目の分類、計画の様式の種類、計画の年度ごとの更新状況の検討などを行ない、さらに昭和50年度までに立案された計画のうちの80

表1 対象とした学校保健計画の内訳（ ）は%

年度\学校	小学校	中学校	高校	計
昭和44	1(4.3)	1(3.3)	3(3.1)	5(3.4)
45	0(0)	1(3.3)	1(1.0)	2(1.3)
46	1(4.3)	2(6.7)	7(7.3)	10(6.7)
47	1(4.3)	2(6.7)	7(7.3)	10(6.7)
48	3(13.0)	2(6.7)	11(11.5)	16(10.7)
49	8(34.8)	12(43.3)	22(22.9)	42(28.2)
50	2(8.7)	2(6.7)	16(16.7)	20(13.4)
51	0(0)	2(6.7)	10(10.4)	12(8.1)
52	3(13.0)	2(6.7)	14(14.6)	19(12.8)
53	4(17.4)	4(13.3)	5(5.2)	13(8.7)
計	23(100)	30(100)	96(100)	149(100)

例について、学校環境衛生管理に関する内容について具体的に分析を試みた。

III. 結果及び考察

1. 学校保健計画立案の目的

学校保健計画は、学校において必要とする保健に関する事項の具体的な実施計画であり、その目的とするものは、ア)学校における保健行事の円満な実施を図ること、イ)学校における保健活動を規定すること、ウ)学校における保健活動の分担を明確にすること、エ)学校における他の行事との連絡調整を図ること、オ)保健教育との関連性を深めることであり、これらの目的を達成するためには、計画の中に具体的な実施予定計画が組み込まれていなければならないし、保健活動の重点をどこに置くかの目標を決める必要性も生じてくる¹⁾。学校における保健活動はひじょうに範囲が広いのでどうしても活動の範囲を定め、実施目標を決め、さらには活動を実際に行なうにあたって教職員や児童生徒をはじめとした関

* 島根大学教育学部保健体育研究室

** 島根大学教育学部研究生

係者の受け持ちの責任を明らかにしておくことが重要になる。学校保健計画は保健管理的な事項でその大部分が占められているが、それらを実施することによって児童生徒に保健教育や保健指導に対する関心を深めさせ、教育的効果を得ることも重要な目的のひとつである。

2. 学校保健計画立案の法的根拠

学校保健計画の法的な根拠について、学校保健法第2条によれば、「学校においては、児童生徒学生または幼児および職員の健康診断その他その保健に関する事項²⁾について計画を立て、これを実施しなければならない。」と定められており、したがって学校においてはいかなる理由があったとしても学校保健に関する計画を立案しなければならないのである。さらに学校保健計画実施基準によると、「学校保健の年間計画・月間計画はおおむね次に掲げる事項についての時期・準備・運営に関する具体的実施計画とする。(1)年間計画、ア) 児童生徒学生および幼児の定期または臨時の健康診断、イ) 健康診断の結果に基づく事後措置、ウ) 学校における伝染病および食中毒の予防措置、エ) 学校の環境衛生検査、オ) 学校の施設および設備の衛生的改善、カ) 学校の清掃、キ) 夏季保健施設の開催、ク) その他必要な事項(2)月間計画、ア) 健康相談、イ) 学校の清潔検査、ウ) 照度および照明環境検査、エ) 体重の検査、オ) 学校保健委員会などの開催および運営、カ) その他必要な事項³⁾と定められている。このように学校保健法などによって学校保健計画のおおよその内容が示されているが、法的に完全に規定された一定の様式があるわけではなく、それぞれの学校の実情にふさわしい内容から成る学校保健計画が立案され、それが円滑に実施されることが大切である

3. 計画の名称

学校保健法によって学校保健計画を立案することが義務づけられているが、対象とした149例の計画につけられている名称は必ずしも「学校保健計画」に統一されてはおらず、「学校保健計画」のほかに「学校保健行事計画」、「学校保健指導計画」、「学校保健安全計画」、「学校保健管理計画」など8種類にも及んだ。(表2を参照)このように計画の名称が多種に及んでいるのは、学校保健計画実施基準などに示されているおおよその実施事項をふまえながら、それぞれの学校の実情にもっともふさわしい内容から成る計画が立案されているため、その名称も計画のもつ特徴を反映したものがつけられているものと考えられる。

4. 学校保健計画を構成する内容

学校保健計画のおおよその内容については学校保健法などによって示されているが、法的に完全に規定されて

表2 計画の名称 ()は%

名称	小学校	中学校	高校	計
学校保健計画	17(73.9)	20(66.7)	62(64.6)	99(66.4)
学校保健行事計画	1(4.3)	2(6.7)	19(19.8)	22(14.8)
学校保健指導計画	2(8.7)	2(6.7)	5(5.2)	9(6.0)
学校行事計画	0(0)	3(10.0)	5(5.2)	8(5.4)
学校保健安全計画	1(4.3)	1(3.3)	1(1.0)	3(2.0)
学校保健管理計画	1(4.3)	1(3.3)	1(1.0)	3(2.0)
学校保健活動計画	1(4.3)	0(0)	2(2.1)	3(2.0)
学校保健体育計画	0(0)	1(3.3)	1(1.0)	2(1.3)
計	23(100)	30(100)	96(100)	149(100)

いるわけではなく、各学校の実情にもっともふさわしい内容から構成されることになっている。各学校の計画の内容の分析の結果、主な構成内容は、ア) 保健行事に関するもの(定期健康診断、健康講話など)、イ) 環境管理に関するもの(机・いすの整備、飲料水の管理、換気の管理など)、ウ) 委員会活動に関するもの(児童生徒保健委員会、教職員保健委員会、学校保健委員会など)、エ) 保健指導に関するもの(良い姿勢の指導、清潔の指導など)、オ) 学校行事に関するもの(入学式、遠足、運動会など)、カ) 主体管理に関するもの(健康観察、健康調査、健康相談、疾病治療指示など)、キ) 月間目標、ク) 保健学習に関するもの、ケ) 安全管理に関するものなどであった。(表3を参照)

表3に示すように、計画を構成する内容は小中高校でそれぞれ特徴がみられ、小学校では保健行事、環境管理、保健指導、月間目標、学校行事、主体管理など多くの内容が計画の中で扱われており、中学校ではやや扱わ

表3 計画の内容とそれを含む計画数 ()は%

内容	小学校	中学校	高校	計
保健行事	19(82.6)	20(66.7)	82(85.4)	121(81.2)
環境管理	19(82.6)	23(76.7)	51(53.1)	93(62.4)
委員会活動	10(43.5)	11(36.7)	60(62.5)	81(54.4)
保健指導	18(78.3)	20(66.7)	34(35.4)	72(48.3)
学校行事	10(43.5)	13(43.3)	40(41.7)	63(42.3)
月間目標	15(65.2)	17(56.7)	22(22.9)	54(36.2)
主体管理	13(56.5)	11(36.7)	28(29.2)	52(34.9)
保健学習	8(34.8)	5(16.7)	1(1.0)	14(9.4)
安全管理	0(0)	7(23.3)	1(1.0)	8(5.4)
給食指導	2(8.7)	5(16.7)	0(0)	7(4.7)
安全指導	0(0)	4(13.3)	0(0)	4(2.7)

れる内容が少なくなる傾向がある。高等学校では計画の中で扱われる内容が保健行事、委員会活動などごくわずかなものに限られてくる。学校保健計画は、学校における保健活動を円滑に実施してゆくためのものであり、その実施の成果を得るためには、単に保健行事などの羅列にとどまらないで、綿密な実施計画が立案されなければならない。

5. 学校保健計画の様式の種類

学校保健計画は、各学校の実情に即した内容から構成されることになっており、したがって各学校によって計画の様式も当然異なってくるものと考えられる。そこで対象とした149例の計画をその構成内容によって次の14種類に類型化してみた。すなわちア) 保健行事を中心とする計画、イ) 保健行事・主体管理・環境管理・保健指導を中心とする計画、ウ) 保健行事・環境管理を中心とする計画、エ) 保健行事、環境管理、保健指導を中心とする計画、オ) 主体管理・環境管理・保健指導を中心とする計画、カ) 保健行事・保健指導を中心とする計画、キ) 主体管理・環境管理を中心とする計画、ク) 学校行事を中心とする計画、ケ) 保健行事・主体管理・環境管理を中心とする計画、コ) 保健行事・主体管理・保健指導を中心とする計画、サ) 保健指導を中心とする計画、シ) 保健学習を中心とする計画、ス) 環境管理を中心とする計画、セ) 保健行事・主体管理を中心とする計画、以上14種類である。(表4を参照)表4に示すとおり小学校ではイ)に属する計画が23例中10例(43.4%)とも

表4 各類型に属する計画数 ()は%

類型	小学校	中学校	高校	計
ア)	0(0)	1(3.3)	40(41.7)	41(27.5)
イ)	10(43.4)	5(16.7)	10(10.4)	25(16.8)
ウ)	2(8.7)	5(16.7)	14(14.6)	21(14.1)
エ)	1(4.3)	6(20.0)	12(12.5)	19(12.8)
オ)	2(8.7)	6(20.0)	8(8.3)	16(10.7)
カ)	2(8.7)	3(10.0)	3(3.1)	8(5.4)
キ)	1(4.3)	0(0)	5(5.2)	6(4.0)
ク)	0(0)	3(10.0)	1(1.0)	4(2.7)
ケ)	1(4.3)	0(0)	2(2.1)	3(2.0)
コ)	2(8.7)	0(0)	0(0)	2(1.3)
サ)	1(4.3)	0(0)	0(0)	1(0.7)
シ)	1(4.3)	0(0)	0(0)	1(0.7)
ス)	0(0)	1(3.3)	0(0)	1(0.7)
セ)	0(0)	0(0)	1(1.0)	1(0.7)
計	23(100)	30(100)	96(100)	149(100)

とも多く、中学校ではエ)オ)に属するものが各6例(20.0%)、イ)ウ)に属するものが各5例(16.7%)と多く、高等学校ではア)に属するものが40例(41.7%)ともっとも多かった。このように小中学校の計画では構成内容が多様であるのに対して、高等学校では保健行事のみをとり上げている計画が多かった。

6. 学校保健計画の更新状況

学校保健計画は、前年度の計画の実施状況の検討・評価・反省を経て、その年度の方針や目標に沿った新たな計画が立案されなければならない。⁴⁾ここでは6校(いずれも高等学校)の学校保健計画について年度間の計画の内容の比較を試みた。その結果、6校のうち3校までが前の年度の計画の内容とほとんど同じであり、前の年度に立案された計画をそのまま踏襲した形で計画の立案をしていることがわかった。このような前年踏襲的な立案では実施の成果はまったく期待できない。実施の成果を得るためには、その年度の方針や目標に沿った新たな計画が立案されなければならない。(表5を参照)

表5 年度間の計画の項目数の比較 ()は%

学校	年度	総項目数	同一項目数	加わった項目数	除かれた項目数
A	52	109	—	—	—
	53	131	89(67.9)	32(22.4)	10(7.6)
B	51	71	—	—	—
	52	68	68(100)	0(0)	3(4.4)
C	52	92	—	—	—
	53	70	66(94.3)	4(5.7)	26(37.1)
D	52	150	—	—	—
	53	148	147(99.3)	1(0.7)	3(2.0)
E	52	107	—	—	—
	53	107	107(100)	0(0)	0(0)
F	48	181	—	—	—
	49	184	170(92.4)	14(7.6)	11(6.0)

7. 学校保健計画における環境衛生管理に関する内容

(1) 学校環境衛生管理の目的および法的根拠

学校環境衛生の管理は、学校教育を円滑にすすめることを目標として学校環境の側面から対象を考え、実践に移してゆく立場をとるものである。学校は児童生徒を心身ともに健康な人間に育成してゆくための教育が行なわれる場であり、また児童生徒の生活のうちでかなりのウェイトを占める学校生活が展開される場である。したがってその環境は学習上の見地、疾病予防の見地、さらには安全の見地からも十分整備されていなければならない。このように児童生徒ならびに職員の疾病を予防し、

傷害からまもるのみならず、さらに進んで学習やその他学校における仕事の能率を高め、学校教育の円滑な実施とその成果を確保することが学校環境衛生管理の目標と⁵⁾考えられる。

学校環境衛生管理を特別に規定した法規は昭和33年に学校保健法が公布されるまでは、建築基準法や一般公衆衛生の法令しかなかったが、学校保健法によって学校環境衛生の維持改善について明確な規定がなされた。すなわち学校保健法第3条には、「学校においては換気・採光・照明および保温を適切に行ない、清潔を保つなど環境衛生の維持につとめ、必要に応じてその改善を図らねばならない。」と定められている。⁶⁾また学校保健法施行規則第25条や学校環境衛生の基準にも学校環境衛生に関する検査項目などが具体的に示されている。⁷⁾⁸⁾

(2) 学校保健計画の中で扱われている学校環境衛生管理に関する項目

学校保健計画の中で学校環境衛生管理に関する項目の占めるウエイトは、保健行事、保健指導などとならんで

表6 学校保健計画の中で扱われている学校環境衛生に関する項目
対象：昭和44～50年度学校保健計画80例

学校環境衛生に関する項目	計画数(%)
大掃除	80 (100.0)
学校安全点検	80 (100.0)
換気の管理	78 (97.5)
便所の消毒	78 (97.5)
下水・排水の消毒	74 (92.5)
清掃用具の整備	71 (88.8)
照度検査	70 (87.5)
机・いすの整備	58 (72.5)
ネズミ・ハエ・カ・ゴキブリの駆除	53 (66.3)
暖房器具の点検取扱い	51 (63.8)
飲料水水質検査	51 (63.8)
教室空気の管理	38 (47.5)
水飲み場・手洗い場の管理	38 (47.5)
水泳プールの管理	37 (46.3)
給食従事者の衛生管理	26 (32.5)
窓ガラスの管理	24 (30.0)
運動場の整備	22 (27.5)
カーテンの管理	20 (25.0)
保健室の管理	18 (22.5)
給食施設の管理	12 (15.0)

きわめて大きく、分析の対象とした80例の計画のすべてが学校環境衛生管理に関する項目を扱っていた。対象とした計画の中で扱われていた学校環境衛生管理に関する項目の主なものは、ア) 大掃除、イ) 学校安全点検、ウ) 換気の管理、エ) 便所の消毒、オ) 下水・排水の消毒、カ) 清掃用具の整備、キ) 照度検査、ク) 机・いすの整備、ケ) ネズミ・ハエ・カ・ゴキブリの駆除、コ) 暖房器具の点検取扱い、サ) 飲料水の水質検査などがあげられる。(表6を参照)

(3) 定期検査項目の実施時期

定期検査項目の実施時期については、学校環境衛生の基準に定められている。(表7を参照) 対象とした80例の計画の中で扱われている定期検査項目の実施時期は必ずしも学校環境衛生の基準に定められている実施時期とは一致しておらず、幅広い分布がみられた。たとえば照度検査の実施時期は、学校環境衛生の基準によると10～11月となっており、さらにこれは快晴時の午前10時～午後2時というもっとも条件の良い時に実施することになっている。これは検査の目的が教室の照明構成をみることにあるからであり、曇天時や雨天時の教室の暗さなどについては日常検査の一環として行なわれることになっ

表7 定期検査項目の実施時期

定期検査項目	検査の実施時期
照度および照明環境	10～11月
騒音環境および騒音レベル	9～10月
教室の自然換気	11～12月 採暖時内外温度差2～3℃
机・いすの整備	4～5月 できれば9～10月にも実施
教室の空気	7～9月および1～2月
黒板の管理	10～11月
飲料水の管理	4～5月
水質・施設設備	
水飲み場・手洗い場の管理	5～6月
便所の管理	5～6月
ごみの処理	6～7月
ネズミ・ハエ・カ・ゴキブリの生息	6～7月
学校の清潔	5月・10月・2月
学校給食施設	4～5月
学校給食設備	4～5月および9～10月
学校給食従事者の衛生管理	4～5月および9～10月
水泳プールの管理	7～8月(プール使用時)

ている。対象とした80例の計画における実施時期は10～11月がもっとも多いが、検査の成果を得られないような時期に実施を予定しているものもある。また騒音レベルの検査時期は9～10月とされているが、これはこの時期が窓をあけていることが多く、外からの騒音をうけやすい時期だからである。対象とした80例における実施時期は9月がもっとも多かったが、2月3月のように窓をあける機会が少なく、検査の成果を期待できない時期に実施を予定しているものもある。教室の空気の検査はもっとも暑い時期（7～9月）ともっとも寒い時期（1～2月）に実施するように定められているが、7～9月はとくに温度、湿度、感覚温度などの管理がきわめて重要な時期であり、また1～2月は温度、二酸化炭素、じんあい、一酸化炭素、湿度（乾燥しすぎ）についての配慮が大切な時期である。対象とした80例の実施時期の多くは

表8 各校の学校保健計画における定期検査項目の実施時期の分布

◎は学校環境衛生の基準に定められている時期

項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
照 度	1	4	8	3	0	2	32	8	5	2	5	0
						◎	◎					
騒 音	0	0	1	0	0	7	0	2	0	0	1	1
						◎	◎					
教室の自然換気	0	0	0	1	0	0	1	3	5	4	5	0
							◎	◎				
教室の空 気	0	0	3	8	0	0	1	3	4	15	6	0
				◎	◎	◎				◎	◎	
机・いすの整備	28	7	0	4	0	15	7	4	0	5	0	9
	◎	◎				◎	◎					
飲料水の 水 質	4	9	11	4	2	6	4	3	2	2	3	1
	◎	◎										
ネズミ・ハエ・カ・ゴキブリの生息	4	12	22	4	3	4	1	5	4	3	5	3
			◎	◎								
黒 板	2	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	1
							◎	◎				
水飲み場 手洗い場	6	13	7	4	0	1	2	0	1	2	1	2
		◎	◎									
ごみ処理	1	1	6	2	1	0	1	0	0	0	0	0
			◎	◎								
給食設備	2	1	1	0	0	3	0	0	1	1	0	1
	◎	◎				◎	◎					
水 泳 プ ール	0	0	10	17	6	5	0	0	0	0	0	0
			◎	◎								

7～9月および1～2月であったが、中には10～11月に実施を予定しているものもある。検査の成果を得るためにはそれぞれの検査にもっともふさわしい時期に行なわなければならない。（表8を参照）

IV. ま と め

(1) 学校保健計画は、心身ともに発育発達の途上にある児童生徒の健康を管理してゆく計画としてきわめて重要な位置にあり、それは学校において必要とする保健に関する事項の綿密な実施計画でなくてはならない。

(2) 学校保健計画のおおよその内容については、学校保健法、学校保健法施行規則などによって示されている。

(3) 計画の名称は、必ずしも「学校保健計画」に統一されておらず、「学校保健計画」のほかに「学校保健行事計画」、「学校保健指導計画」、「学校保健安全計画」など8種類に及んだ。

(4) 学校保健計画を構成する内容の主なもの、ア) 保健行事、イ) 環境管理、ウ) 委員会活動、エ) 保健指導、オ) 学校行事、カ) 月間目標、キ) 主体管理などであった。

(5) 学校保健計画を構成内容によって類型化すると、ア) 保健行事中心の計画、イ) 保健行事・主体管理・環境管理・保健指導を中心とする計画、ウ) 保健行事・環境管理を中心とする計画、エ) 保健行事・環境管理・保健指導を中心とする計画、オ) 主体管理・環境管理・保健指導を中心とする計画など14種類に及んだ。

(6) 学校保健計画は、前年度の計画の実施状況の検討・評価・反省を経て、その年度の方針や目標に沿った新たな計画が立案されなければならないが、分析の対象とした計画の中にも前年踏襲の形で立案されているものもみられ、実施の成果が期待できる計画が立案されるように改められなければならない。

(7) 学校環境衛生管理は、学校教育を円滑にすすめることを目的として学校環境の側面から対象を考え、実践に移してゆく立場をとるものである。学校環境衛生に関しては学校保健法・学校保健法施行規則・学校環境衛生の基準などに示されている。

(8) 学校保健計画の中で扱われている学校環境衛生に関する実施内容の主なものは、ア) 大掃除、イ) 学校安全点検、ウ) 換気の管理、エ) 便所の消毒、オ) 下水・排水の消毒、カ) 清掃用具の整備、キ) 照度検査、ク) 机・いすの整備、ケ) ネズミ・ハエ・カ・ゴキブリの駆除、コ) 飲料水の水質検査、サ) 暖房器具の点検などで

あった。

(9) 学校保健計画の中で扱われている定期検査項目の実施予定時期は、学校環境衛生の基準に定められている実施時期以外にも広く分布していたが、検査の成果を得るためには、その検査にふさわしい時期に実施しなければならない。

(10) 立案された学校保健計画は単に机上のプランにとどまらないで学校における保健活動を円滑に実施してゆくために十分成果を発揮できるものになってゆかなければならない。

(註)

- 1) 大塚正八郎「学校保健」大修館書店 p.39～40 昭和47年
- 2) 塚田治作「学校保健法の解説」第一法規 p.15 昭和40年
- 3) 小栗一好「学校保健概説」光生館 p.191 昭和47年
- 4) 垣内弘毅「学校保健計画のすすめ方」東山書房 p.275～284 昭和53年
- 5) 勝沼晴雄「学校保健のすすめ方」医歯薬出版 p.97～98 昭和40年
- 6) 小栗一好他「学校保健総合事典」ぎょうせい p.605 昭和47年
- 7) 小栗一好他「学校保健総合事典」ぎょうせい p.615 昭和47年
- 8) 文部省「学校環境衛生の解説」教育図書 p.5～55 昭和40年

(参考文献)

- 1) 川畑愛義他「学校保健の情報科学」東山書房 昭和53年
- 2) 勝沼晴雄他「学校の健康管理」医歯薬出版 昭和42年
- 3) 小倉学「学校保健活動」東山書房 昭和45年
- 4) 「健康と体力」文部省体育局 昭和47年9月号
- 5) 「保健の科学」杏林書院 昭和41年12月号
- 6) 「健康教室」東山書房 昭和45年12月号 昭和46年3月号
- 7) 「学校保健研究」保健研究社 昭和44年6月号 昭和51年3月号